

第60回機械振興賞受賞候補者募集要領

(研究開発・中小企業用)

1. 表彰対象

独創性、革新性および経済性に優れた機械産業技術に関わる研究開発およびその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善、または生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関(以下「企業等」という)および研究開発担当者(一業績につきおおむね5人程度を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む)とします。

ただし、当該研究開発は、おおむね過去3年以内に完成したものに限りします。

2. 募集方法

一般公募します。受賞候補者の募集期間は4項に定める期間とします。

3. 提出書類

3.1 応募申請書

協会 Web ページにある第60回機械振興賞受賞候補者応募申請書(研究開発用 その1~3)に所要事項を記入してください。応募申請書(研究開発用 その1)における業績の題目は商品名や特殊な記号等を含まず、**商品パンフレットの様な冗長的な表現を避け**、簡潔で技術的な内容が理解できる表現にしてください。応募申請書(研究開発用 その2)には開発の背景(開発に至った背景・課題等)、技術上の**特長**、**実用上の経済性**、特許の出願・登録の状況などを文章で簡明に記述してください。

また、応募申請書(研究開発用 その3)には開発した機械・装置等および**技術の内容**の概略をまとめて記述してください。

なお、応募申請書(研究開発用 その2、その3)は、Word で作成して送付してください。様式は Web ページ(<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)から取得したものを使用してください。

応募申請書(研究開発用 その2、その3)はそれぞれA4判1枚にまとめてください。

3.2 添付書類

応募申請書の他に、以下の書類を必ず添付してください。

- (1) 詳細な内容説明書(研究開発用)A4判10頁以内。**審査のみに使用し、部外秘とします。**
- (2) 決算書(直近3年分。決算時期の関係で3期分が用意できない場合は、用意できる分で構いません)。
- (3) 参考資料(公開されているものを添付してください)。
 - ① 特許関係:登録、公開されているものがある場合は、**主なものについて**公報の写し(2件以内)。
 - ② カタログ等:開発した機械・装置の技術的ポイントを中心としたもの。
 - ③ 論文等:当該業績について学協会誌等への掲載論文のある場合は、**主なものについて**そのコピー2件以内。

4. 応募申請書等の提出

応募申請書は、募集期間中(令和7年4月1日(火)から5月30日(金)必着)に、応募申請書と添付書類を下記に提出してく

(裏面へ続く)

ださい。電子メールまたはインターネット等でお願いたします(応募申請書その1は、Excel データで送付してください)。

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番8号

機械振興会館 地下1階

(一財) 機械振興協会 技術研究所 賞事務局

TEL 03-3434-8262、FAX 03-3434-8301

5. 選 考

会長が委嘱する学識経験者から成る審査委員会により行います。

審査スケジュール(予定)

- ① 募集(4～5月)、②書類審査(6～7月)、③ヒアリング審査(7～8月)*、④現地調査(8月～9月)、⑤審査委員会(10月)、
⑥受賞者の発表(12月)、⑦表彰式(2月)

※特に必要と認められた場合

6. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞(以下、大臣賞)および中小企業庁長官賞(以下、長官賞)の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、機械振興協会会長賞(以下、会長賞)および奨励賞の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、大臣賞および長官賞、会長賞を受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、大臣賞および長官賞、会長賞を受賞する研究開発担当者に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、大臣賞は80万円、長官賞は50万円、会長賞は30万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

7. 後 援 (予 定)

経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、東京中小企業投資育成、名古屋中小企業投資育成、大阪中小企業投資育成、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、発明協会、JKA、全国信用保証協会連合会、全国中小企業振興機関協会、日本技術士会、日本中小企業診断士協会連合会、日本機械工業連合会、日刊工業新聞社

[注 記]

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。ただし、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

以上

※個人情報保護に関して:本募集において入手いたしました個人情報は、本機械振興賞に関する審査と表彰の目的以外での使用はいたしません。